

社援発 1004 第 7 号  
令和 6 年 10 月 4 日

各 都道府県知事 殿  
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長  
(公 印 省 略)

「社会福祉法施行規則の一部を改正する省令」の施行について

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 136 号)については、本日令和 6 年 10 月 4 日に公布及び施行されたところである。

その趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、円滑な施行に遺漏のないよう配慮されたい。

記

1 改正趣旨

社会福祉事業において提供される福祉サービスについては、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 77 条第 1 項の規定により、利用の契約が成立したときに、原則として、社会福祉事業の経営者から利用者に対し、福祉サービスの内容や利用者が支払うべき額に関する事項等を記載した書面を交付しなければならないとされているが、社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号)第 16 条第 1 項各号に列挙する事業において提供される福祉サービスを利用するための契約については、書面交付義務を適用しないこととされている。

今般、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)により、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に新設された事業(※)が社会福祉事業として位置付けられたところ、新設された事業の一部については、利用契約成立時の書面の交付を義務付ける必要性が乏しいと考えられることから、社会福祉法施行規則を改正し、書面交付義務を適用しないこととするものである。

(※) 親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事

業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、里親支援センターを運営する事業

## 2 改正内容

改正法により児童福祉法に新設された事業であって新たに社会福祉事業として位置付けられたもののうち、以下の事業については、その事業の性格上、社会福祉事業の経営者に対して書面の交付を義務付ける必要性が乏しいと考えられることから、社会福祉法施行規則第 16 条第 1 項各号に列挙する事業に新たに追加することとしたこと。

- ①親子再統合支援事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 15 項）
- ②社会的養護自立支援拠点事業（同条第 16 項）
- ③意見表明等支援事業（同条第 17 項）
- ④妊産婦等生活援助事業（同条第 18 項）
- ⑤里親支援センターを運営する事業（同法第 7 条第 1 項）

## 3 施行期日

公布の日（令和 6 年 10 月 4 日）